

令和5年度周南市危険空き家解体事業補助金交付実施要領【追加募集分】

周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

なお、この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

1 募集案内

周南市危険空き家解体事業補助金【追加募集分】の募集は、市ホームページ、ケーブルテレビ、マスコミへの投げ込み及びデジタルサイネージにより行う。

2 募集件数及び申請受付

1件・・・住宅課窓口のみ、先着順（郵送・FAX・メール等不可）とする。

現地確認の受付については3のとおり、申請受付期間については4のとおりとし、現地確認を行って、要綱の要件に該当した場合は、申請していただくよう案内する。

3 現地確認

(1) 現地確認の受付は、申請受付終了時まで随時行うものとする。

(2) 現地確認の受付方法は、電話か住宅課の窓口のみとする。

(3) 補助対象に該当する危険空き家であるか、市が現地確認を行い、判定した後、判定結果について後日相談者に知らせる。

4 申請受付期間及び事業の完了期日

(1) 申請受付期間は、令和5年10月2日（月）から令和5年10月31日（火）までとする。

(2) 前1項の申請受付期間を過ぎた時点で、募集件数に対する受付件数が満たなかった場合は、市が特に解体すべき危険空き家と認められる空き家の所有者に対して、令和6年1月31日（水）までを再追加申請受付期間とし、補助制度の申請を案内できるものとする。

(3) 要綱第3条第1項に規定する市長が別に定める日は、令和6年1月31日（水）とし、この期日までに事業を完了するものとする。ただし、前2項の適用に至っては、令和6年2月29日（木）とする。

(4) 事業の完了の日から起算して30日以内に完了報告書を提出するものとする。

5 別記要領様式

・別記要領様式第1号「周南市危険空き家解体事業補助金内訳書」

要綱別表第2の補助対象事業費及び補助金の額を確認する様式として添付を求める。この様式は要綱第7条第1項第7号の市長が必要と認める書類とする。

・別記要領様式第2号「周南市危険空き家解体事業補助金交付申請同意書」

要綱第2条第2号エ（所有権以外の権利）、第2条第3号イ（危険空き家の存在する土地の所有者）、第5条第3号（不利益を受けるもの）において、同意を必要とする場合に使用する。

提出できない場合は、誓約書の提出をもって代えることができる。

6 定義

- ・道路・・・不特定多数の者が利用する道路とする。
- ・敷地・・・原則建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地とする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。